

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

鳥取県告示第五百六十五号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基き定められた看護、給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年厚生省告示第七十八号）の規定により、次のようにその設備の実施を承認した。

昭和三十三年十二月二日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

目次

◇告示
看護、給食設備の承認
牛の移入禁止区域の解除
土地改良事業の認可
牛の肝てつ検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射の実施
牛の移入禁止区域の解除
医療機関の指定
指定医療機関の廃止及び休止

施設

名称

所在地

基準

看護

対

基準

給

食

対象

森脇病院

米子市加茂町一丁目

(看) 第五号

昭和三十三年一月一日

全病棟

北岡病院

倉吉市明治町一、〇三一

(食)

第三号

昭和三十三年一月一日

全病棟

鳥取県告示第五百六十六号
 昭和三十三年九月鳥取県告示第四百三十九号（牛の移入禁止区域の指定）は、廃止する。
 昭和三十三年十二月二日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び豚の所有者に対して検査及び駆除並びに注射をうけることを命ずる。
 昭和三十三年十二月二日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百六十七号

日吉津村海川土地改良区から申請のあつた換地計画について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定により、昭和三十三年十一月二十日認可した。
 昭和三十三年十二月二日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百六十八号
 次のように牛の肝てつ、検査及び駆除並びに豚コレラ予防

鳥取県告示第五百六十八号
 次のように牛の肝てつ、検査及び駆除並びに豚コレラ予防

- 一 実施の目的 肝てつ及び豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 肝てつ、の検査及び駆除……牛。ただし、生後三箇月以内、分べん前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
 肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
 肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与
 豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表

牛の肝てつ、検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十六日	西伯郡西伯町旧法勝寺	法勝寺家畜検査場
十七日	岸本町旧八郷	八郷
十八日	米子市旧五千石	五千石
十八日	西伯郡岸本町旧八郷	八郷
十九日	会見町旧賀野	賀野
十九日	旧手間	手間
二十日	米子市旧五千石	五千石
二十日	西伯郡岸本町旧大幡	大幡
二十日	旧幡郷	幡郷
二十日	旧大幡	大幡
二十日	旧幡郷	幡郷

豚コレラ予防注射
 実施期日 実施区域 実施場所
 十二月五日 米子市旧春日 各豚舎巡回注射

八日	西伯郡日吉津村	
九日	伯仙町旧大高	
十一日	米子市旧巖	
十二日	旧尙徳	
	旧成美	

鳥取県告示第五百六十九号

昭和三十三年十月鳥取県告示第五百三三号（牛の移入禁止区域の指定）は、廃止する。
 昭和三十三年十二月二日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定による医療機関を、次のように指定した。
 昭和三十三年十二月二日

